

立教女学院短期大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 立教女学院短期大学（以下「本学」という。）は、キリスト教に基づき、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、高等学校教育の基礎の上に深く専門の学芸を教授研究し、神と人に奉仕する高い知性と豊かな感性をもった女性の育成を目的とする。

(綱領)

第2条 学生は、本学の行うキリスト教に関する科目を学び、学内で行われる宗教的行事に参加する。

(教育研究活動の公表)

第3条 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

(自己点検・評価)

第4条 本学は、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究、組織運営並びに施設設備等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。

3 第1項の点検及び評価の実施並びに第2項の認証評価機関による評価の受審及び体制については、別に定める。

第2章 学科、学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第5条 本学に設置する学科並びに学生の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	収容定員
現代コミュニケーション学科	150名	300名
幼児教育科	150名	300名
計	300名	600名

(学科の教育目的)

第6条 本学の設置する現代コミュニケーション学科及び幼児教育科における人材の育成に関する目的については、次のとおりとする。

(1) 現代コミュニケーション学科 キリスト教の精神に基づき、グローバルな視野を持って職場や地域に貢献しようとする有為な人材の育成を目指す。

(2) 幼児教育科 キリスト教の精神に基づき、自らの可能性を信じ、強い意志を持って実践することができる女性の育成を目指す。

(修業年限と在学年限)

第7条 修業年限は2年とする。ただし、在学年限は4年を超えることはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第9条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月23日まで

後期 9月24日から3月31日まで

(休業日)

第10条 休業日は、次のとおりに定める。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 創立記念日（9月1日）

(4) 夏期休業 8月10日から9月23日まで

(5) 冬期休業 12月29日から1月4日まで

(6) 春期休業 3月16日から3月31日まで

2 学長は、第1項に規定する休業日のほか、臨時の休業日を定めることができる。

3 学長は、必要と認める場合、休業日に授業科目を開講することができる。

第4章 教育課程等

(教育課程及び授業科目)

第11条 本学における授業科目を共通科目、専門科目に分け、別表1のとおりとする。

(1年間の授業期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(単位の計算方法)

第13条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容を持って構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習または実技のうち、二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準を考慮して、別に定める時間の授業をもって1単位とする。

(履修の手続き)

第14条 学生は、その学年に履修しようとする授業科目について、毎年所定の期間内に履修届を提出のうえ、履修しなければならない。

第5章 試験、成績及び卒業の認定

(単位の授与)

第15条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。試験は学期末に、その履修した授業科目について、筆記・口述・論文・実技等によって行う。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第16条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協定に基づ

き、学生がその授業科目を履修することを認め、当該短期大学又は大学において修得した単位を、別に定める規程により 30 単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、本学の承認を受けて、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合について準用する。

3 前二項により与えることができる単位数は、30 単位を超えないものとする。

(短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

第 17 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定める規程により単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第 1 項及び第 2 項により、本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 30 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 18 条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学(外国の短期大学等を含む。)において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項により与えることができる単位数は、第 16 条第 1 項、第 2 項及び第 17 条第 1 項により修得したとみなした単位数と合わせて 30 単位を超えない範囲で、本学で修得した単位とみなすことができる。

3 前二項の単位の取扱いについては、別に定める。

(成績の評価基準)

第 19 条 各授業科目の成績は 100 点を満点とし、60 点以上を合格とする。

成績の評価は、S (100~90)、A (89~80)、B (79~70)、C (69~60)、F (59~0) の 5 段階とし、F を不合格とする。

(追試験)

第 20 条 病気その他やむをえない事由のため、定期試験を欠席した者は、追試験を受けることができる。

(卒業に必要な単位)

第 21 条 本学を卒業するためには、次に定める所要の単位を含め、現代コミュニケーション学科、幼児教育科とも合計 64 単位以上を修得しなければならない。

共通科目	現代コミュニケーション学科	8 単位以上
	幼児教育科	12 単位以上
専門科目	現代コミュニケーション学科	38 単位以上
	幼児教育科	40 単位以上

(卒業)

第 22 条 学科に 2 年以上在学し、前条に定める卒業に必要な単位数以上を修得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が卒業を認定する。

(学位の授与)

第 23 条 前条の規定により卒業を認定した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

2 本学学位規程については別に定める。

(資格の取得)

第 24 条 教員の免許状授与の資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を取得しなければならない。

2 本学において、資格を取得できる教員の免許状の種類は次の表に掲げるとおりとする。

学 科	教員の免許状の種類
幼児教育科	幼稚園教諭 2 種免許状

3 科目等履修生として、教育職員免許状取得に必要な単位を修得する場合は、第 13 条、第 15 条及びこの条の規定を適用する。

第 6 章 入学、休学、退学及び転学

(入学の時期)

第 25 条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、特別の必要があり、教育上支障がない場合は、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

第 26 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子に限る。

- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定し在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修了年限が 3 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧課程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達したもの

(入学の出願)

第 27 条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に別表 3 又は別表 7 の受験料を添えて提出しなければならない。

(入学者の選考)

第 28 条 前条の入学志願者については、別に定める規程により入学者選抜試験を行う。

2 立教女学院高等学校卒業見込みの者で、学校長の推薦した者については、優先入学の恩典がある。

3 本学卒業生で卒業した学科と異なる学科に入学を志願する者は、一般入学者とは別に入学者選抜試験を行う。

(入学手続及び入学許可)

第 29 条 入学を許可された者は、別表 4 に定める入学金及び別表 5 に定める学費を所定の期日までに納入し、入学手続きを完了しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(入学者の保証人)

第30条 入学を許可された者は、本人の在学中の学費、生活、勉学、素行のすべてのことについて責任を負う保証人1名を定めて届けなければならない。

2 保証人は、原則として、父、母又はその他の成年者で独立の生計を営む者でなければならない。

3 保証人が死亡又はその条件を欠くに至った時は、速やかに保証人を改定しなければならない。またその身分、住所等に異動を生じた時は届け出なければならない。

(休学)

第31条 病気その他やむをえない事由により、3カ月以上修学することができない者は、保証人が連署して休学を願い出て、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学の期間は、1年以内とする。ただし、通算して2年を超えることはできない。

3 休学の期間は、在学年数に算入しない。

4 休学に関して必要な事項は、別に定める。

(復学)

第32条 休学期間中にその事由が消滅した者は、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学に関して必要な事項は、別に定める。

(退学)

第33条 退学しようとする者は、保証人が連署し、事由を記して願い出て、学長の許可を受けなければならない。

2 退学に関して必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第34条 次の各号のいずれかに該当する者が、再入学を願い出た場合は、学長がその事情を考慮し、相当年次に入学を許可することができる。

(1) 第33条に定める退学者

(2) 第35条第1項に定める除籍者のうち、第2号から第4号に定める者

2 前項の規定により再入学を許可された者(以下「再入学者」という。)の教育課程及び卒業に必要な単位数は、再入学した年度の当該年次の規定を適用する。

3 再入学に関して必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第35条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

(1) 第7条に定める在学年限を超えた者

(2) 第31条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(3) 学費の納付を怠り、督促してもなお納入しない者

(4) 長期にわたり行方不明の者

(転学)

第36条 他の短期大学から転学を希望する者があるときは、学長が正当な事由があると認めた場合はこれを許可することができる。

第7章 学費等

(学費等)

第37条 学費は別表5のとおりとする。

2 一旦納入した学費及び第27条に定める受験料については、原則として返還しない。

- 3 休学期間中は、学費に代えて、別表6の在籍料を納付する。
- 4 この条に定めるもののほか、学費等納付については、別に定める。
(学費の減免)

第38条 本学設置者(学校法人)の認めた特定の者には授業料の一部、又は全部を免除することができる。

第8章 職員組織及び教授会

(教職員組織)

第39条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員その他の職員を置く。

- 2 本学に、副学長を置くことができる。

(主要な科目の担当)

第40条 主要な授業科目は専任の教授又は准教授が担当する。ただし、場合によっては講師又は兼任者が担当することがある。

(教授会)

第41条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は専任の教授、准教授、講師をもって構成する。ただし、必要に応じてその他の職員を加えることがある。

(意見の具申)

第42条 教授会は、次に掲げる教育研究に関する事項について、学長が最終決定を行うに当たって専門的な観点から意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業、修了に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 学長が教授会の意見を聴くことが必要なものと認める教育研究に関する重要な事項
- 2 教授会は、前項に定めるもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
 - 3 前条及びこの条に定めるもののほか、教授会に関して必要な事項は、別に定める。

第9章 専攻科

(専攻科)

第43条 短期大学における一般的及び専門的教養の基礎の上に立ち、更に専攻分野についての深い学識と研究能力を培うことを目的として、本学に専攻科を設ける。

(専攻科の名称及び学生定員)

第44条 専攻科の名称並びに入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
幼児教育専攻	150名	150名

(専攻科の修業年限)

第45条 専攻科の修業年限は、1年とする。ただし、在学年限は2年を超えることができない。

(専攻科の入学資格)

第46条 専攻科に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子に限る。

- (1) 短期大学を卒業した者
 - (2) 本学において短期大学卒業者と同等以上の学力があると認めた者
- (専攻科の教育課程)

第 47 条 専攻科の教育課程は、別表 2 のとおりとする。

(専攻科の修了に必要な単位数)

第 48 条 専攻科の学生は、前条に定めた専攻の授業科目のうちから 22 単位以上を修得しなければならない。

(専攻科の修了)

第 49 条 専攻科に 1 年以上在学し、前条に定める修了に必要な単位を修得した者については、教授会の意見を聴いて、学長が修了を認定する。

2 学長は、修了を認定した者に対して修了証書を授与する。

(保育士の資格)

第 50 条 保育士の資格は、幼児教育科の 2 年間の教育課程に専攻科幼児教育専攻の 1 年間の教育課程を加えた 3 年間の教育課程で取得するものとする。

2 保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法施行規則に定める所要の単位を取得しなければならない。

3 科目等履修生として、保育士の資格の取得に必要な単位を修得する場合は、第 13 条、第 15 条及びこの条の規定を適用する。

(専攻科の学費等)

第 51 条 専攻科の入学金及び学費は、別表 8 のとおりとする。

(専攻科の運営)

第 52 条 本章に定める以外の専攻科については、この学則を準用する。

2 専攻科の運営については、別に定める。

第 10 章 図書館及び附属施設

(図書館)

第 53 条 本学に、附属図書館を設ける。

2 附属図書館の運営については、別に定める。

(附属幼稚園天使園)

第 54 条 本学に、附属幼稚園天使園を置く。

2 附属幼稚園天使園の運営については、別に定める。

(その他の附属施設)

第 55 条 第 53 条及び第 54 条に定めるもののほか、本学に次の附属の施設を置く。

(1) 学生相談室

(2) 保健室

(3) 幼児教育研究所

(4) ラーニングサポートセンター

2 前項各号の施設の運営については、別に定める。

第 11 章 科目等履修生

(科目等履修生)

第 56 条 本学の授業科目の履修を希望する者がいるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、学長は科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生には、第 13 条及び第 15 条の規定を準用し、単位を与えることができる。

3 科目等履修生の検定料及び受講料については、別表 9 のとおりとする。

4 前各項に定めるもののほか科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

第12章 公開講座

(公開講座)

第57条 本学は、公衆のために公開講座を設けることがある。

第13章 奨学

(奨学金)

第58条 本学に、奨学金の制度を設ける。

2 奨学金制度に関して必要な事項は、別に定める。

第14章 賞罰

(表彰)

第59条 性行、学業成績ともに優秀で、学生として模範的行為があった者に対して、学長は表彰を行うことができる。

(懲戒)

第60条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があると教授会の意見を聴いて学長が判断した者は、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒には、戒告、停学及び退学がある。

3 学生の懲戒に関する事項は、別に定める。

(懲戒退学)

第61条 次の各号の一に該当する者は退学させることができる。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認めた者

(2) 学業成績不良で成業の見込みがないと認めた者

(3) 出席常でない者又は正当な事由なく1ヶ月以上欠席した者

(4) 本学の方針に違反し、学生としての本分に著しく反した者

第15章 学則の改正

(改正の手續)

第62条 この学則の改正は、教授会の意見を聴いて学長が決定し、理事会の承認を得るものとする。

附 則

この学則は、1967年4月1日から施行する。

この学則は、一部改正 1970年4月1日から施行する。

この学則は、一部改正 1972年4月1日から施行する。

この学則は、一部改正 1973年4月1日から施行する。

この学則は、一部改正 1975年4月1日から施行する。

この学則は、一部改正 1976年4月1日から施行する。

この学則は、一部改正 1977年4月1日から施行する。

この学則は、一部改正 1978年4月1日から施行する。

この学則は、一部改正 1979年4月1日から施行する。

この学則は、一部改正 1980年4月1日から施行する。

この学則は、一部改正 1981年4月1日から施行する。

この学則は、一部改正 1982年4月1日から施行する。

この学則は、一部改正 1983年4月1日から施行する。

この学則は、一部改正 1985 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、一部改正 1986 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、一部改正 1987 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、一部改正 1988 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、一部改正 1989 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、一部改正 1990 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、一部改正 1991 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、一部改正 1992 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、一部改正 1995 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、一部改正 1997 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、一部改正 1999 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、一部改正 2000 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、一部改正 2001 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、一部改正 2002 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、一部改正 2003 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、一部改正 2004 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、一部改正 2005 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、一部改正 2006 年 3 月 1 日から施行する。
この学則は、一部改正 2006 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、一部改正 2007 年 4 月 1 日から施行する。
ただし、第 51 条、第 54 条および別表 1～4 は、2007 年度本科入学者から適用する。
この学則は、一部改正 2008 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、一部改正 2009 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、一部改正 2010 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、一部改正 2011 年 4 月 1 日から施行する。
この学則は、一部改正 2012 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、一部改正 2013 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 ただし、英語科は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、2013 年 3 月 31 日に当該学科に在籍する者が当該学科に在籍しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 改正後の別表 1 については、2013 年度入学者から適用し、2012 年度以前の入学者には、改正前の別表 1 を適用する。

附 則

この学則は、一部改正 2014 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、一部改正 2015 年 4 月 1 日から施行する

附 則

この学則は、一部改正 2016 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

英語科は 2017 年 3 月 31 日で廃止する。

別表 1 (第 11 条関係)
(略)

別表 2 (第 47 条関係)
(略)

別表 3 (第 27 条関係)

受 験 料	30,000 円	両科併願の場合は 40,000 円
	大学入試センター試験利用入試 10,000 円	両科併願の場合は 15,000 円

別表 4 (第 29 条関係)

入学金	300,000 円
-----	-----------

別表 5 (第 29 条、第 37 条関係)

授 業 料	700,000 円	年額。前期、後期に分納
施 設 費	75,000 円	〃
維 持 費	50,000 円	〃
保健暖房費	20,000 円	〃
教育充実費	150,000 円	〃

※教育実習を履修する者は、上記の他、教育実習費 40,000 円を納めなければならない。

別表 6 (第 37 条第 3 項関係)

在 籍 料	半期 30,000 円 年間 60,000 円
-------	-------------------------

別表 7 (第 27 条関係)

受験料	15,000 円
-----	----------

別表 8 (第 51 条関係)

入 学 金	150,000 円	本科卒業生は入学金を免除
授 業 料	700,000 円	年額。前期、後期に分納
保健暖房費	20,000 円	〃
教育充実費	70,000 円	〃

※保育実習を履修する者は、上記の他、保育実習費 60,000 円を納めなければならない。

別表 9 (第 56 条第 3 項関係)

受講検定料	10,000 円	
受 講 料	10,000 円	1 単位につき